

令 5 薬 務 第 4 9 1 号
令和 5 年(2023年) 8 月 21 日

一般社団法人山口県医師会長 様

山口県健康福祉部薬務課長

麻薬年間受払届及び麻薬取扱者免許申請（継続）について

平素から麻薬行政につきまして、格別な御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）は、麻薬及び向精神薬取締法第48条の規定により、昨年の10月 1 日から今年の 9 月 30 日までの間に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の数量等を「麻薬年間受払届」により知事に届け出なければなりません。

また、令和 3 年 1 月 1 日から12月31日までに麻薬管理者又は麻薬施用者の免許を受けられた方は、有効期間が本年12月31日で満了しますので、それ以降も引き続き免許を受けられる場合は、「麻薬取扱者免許申請（継続）」が必要です。

については、別添のとおり「麻薬免許証をお持ちの方へ～手続きの御案内～」を送付しますので、貴会会報誌に掲載されるなど、会員への周知をお願いします。

なお、有効期間が満了した麻薬免許証については、有効期間満了後、令和 6 年 1 月 15 日（月）までに、「麻薬取扱者免許証返納届」とともに返納が必要ですので、併せて周知をお願いします。

各様式及び記載例を、山口県薬務課HP内の「麻薬関係手続きについて（既免許者向け）」のページに掲載しますので、御活用ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/101545.html>)

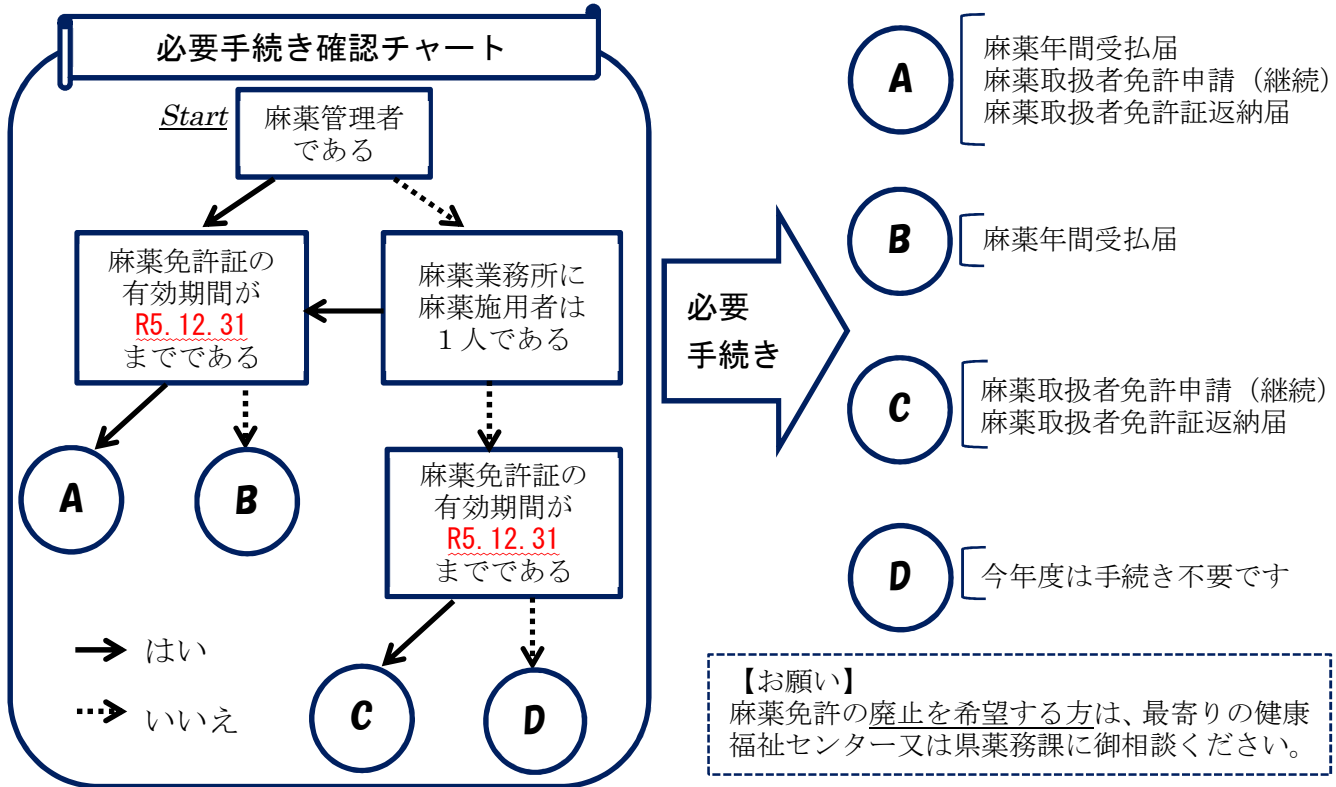
※令和 5 年 9 月 1 日から公開します。

麻 薬 毒 劇 物 班
担 当 : 柿 並
TEL:083-933-3018
FAX:083-933-3029

【重要】麻薬免許証をお持ちの方へ～手続きの御案内（山口県薬務課）～

麻薬取扱者は、10月から1月にかけて所定の手続きが必要となります。

必要な手続きは免許種別や免許取得年等によって異なります。以下のチャートを参照し、手続き漏れののないよう御確認をお願いします。



【各手続き詳細】

麻薬年間受払届	麻薬取扱者免許申請（継続）	麻薬取扱者免許証返納届
◆対象者 チャート中 ①、② 該当者	◆対象者 チャート中 ①、③ 該当者	◆対象者 チャート中 ①、③ 該当者
◆提出物 ・麻薬年間受払届 2部 (正本1部、副本1部)	◆提出物 ・麻薬取扱者免許申請書 1部※ ・診断書(1ヵ月以内に作成されたもの) 1部※ ・(変更時のみ)麻薬保管設備等図面 1部※ ・手数料(県証紙) 4,300円分 ※下関保健所に提出時は2部(正副1部ずつ)	◆提出物 ・麻薬取扱者免許証返納届 1部※ ・有効期間が満了した麻薬免許証 1部※ ※下関保健所に提出時は2部(正副1部ずつ)
◆提出期限 令和5年11月30日	◆提出目安時期 令和5年11月30日まで	◆提出期間 令和6年1月1日～15日 (年始は1月4日から開庁します)

【留意事項】

- 各様式は、山口県薬務課のHP又は最寄りの健康福祉センターで入手してください。山口県薬務課のHP内「麻薬関係手続きについて（既免許者向け）」のページには、記載例も掲載しています。<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/101545.html>
- 提出窓口及び新免許証受け取り窓口は、管轄の健康福祉センター又は下関市立下関保健所です。開庁時間（平日8:30～17:15(12月29日から1月3日までを除く)）にお越しください。提出は郵送も可。
- 新免許証は**12月13日(水)以降**に受け取りにお越しください。ただし、御提出の遅れや不備事項があった場合には、新免許証のお渡しが遅くなることがあります。

※麻薬業務所が防府市内にある方へ
12月14日(木)13時～16時のみ、防府保健所での新免許証受け取りが可能です。防府保健所での受け取りを希望する場合は、麻薬取扱者免許申請書（継続）の余白部分にその旨を記載してください。

★お問い合わせ窓口★

各健康福祉センター(岩国、柳井、周南、山口、宇部、長門、萩)

※下関市内の事業者の方は県薬務課へお問い合わせください。

(詳細は右記QRコードをご参照ください。)



薬務課 HP